防衛大臣 様

陸上自衛隊幕僚長 様

中部方面隊総監様

今津駐屯地司令 様

あいば野平和運動連絡会

あいば野演習場における日米共同訓練(合同演習)について(申し入れ)

陸上自衛隊幕僚広報室は8月4日、国内における米陸軍との実動訓練(オリエント・シールド)を8月29日から9月21日まであいば野演習場及び今津駐屯地で実施するとの「演習概要」を発表しました。

私達は以下のことから、この共同訓練に反対し、中止を申し入れます。

あわせて、昨年の「民家被弾事件」の際締結された「饗庭野演習場の使用に関する覚書」に基づき、この演習に関する詳細な内容を高島市長および市民に対して説明するよう求めます。

- 1. 今回の合同演習は、安倍政権が強行した「安保法制(戦争法)」施行後初の日米共同訓練になります。
 - 「演習概要」では、その目的を「自衛隊及び米陸軍が、それぞれの指揮系統に従い、共同して作戦を実施する場合における連携要領を実行動により訓練し、相互運用性の向上を図る」としていますが、「日米軍事協力の指針(新ガイドライン)」の本格実施によって、自衛隊が米軍とともに海外で戦闘するための訓練であり、南スーダン等海外派兵の際に対処すべき役割と戦術を学ぶことになると思われ、私達は強く反対するものです。
- 2. 今、防衛省が策定作業を進めている海外派兵時における「駆け付け警護」の行動指針や武器の「使用基準」の緩和によって、今後、海外に派兵された多くの若い自衛隊員が「殺し・殺される」状況に遭遇することを、 私達は強く危惧しており、これに繋がる今回の共同訓練に反対するものです。
- 3. あいば野における日米合同演習は、1986年以降今回で15回目になり、しかもこの4年間で3回実施されることになります。このような日米共同訓練の「常態化」は、憲法で保障された高島市民の「平和的生存権」を侵し、安全と平穏な生活が脅かされるとして、多くの人々は強い不安感を抱いています。

この地元市民の不安が的中したのが、昨年7月16日、陸上自衛隊第4施設団の12.7mm重機関銃の射撃訓練中、標的から外れた弾丸が民家の屋根瓦と天井を貫通した事件の発生であり、また今年6月、今津駐屯地配属の無人偵察機が若狭湾で行方不明になった事故です。

幸いにしてともに人身被害に至らなかったが、これらの事件・事故は高島市民を改めて驚愕させています。これらの事件・事故の真相が市民に明らかにされないまま、日米合同演習を実施することは許されません。